

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇月〇日から平成〇年〇月までの間、主に土木工事等の現場で坑夫として、バイブレーター、削岩機等を使用した振動業務に従事しており、平成〇年〇月〇日、振動障害と認定され、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級と認定され、同等級に应ずる障害補償給付を受けている。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院に受診し「振動病」と診断され、さらに同年〇月〇日、B病院に転医し「振動病」と診断されたことから、振動障害が再発したものとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をした（以下「前回請求」という。）ところ、監督署長は、請求人の症状は再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成24年労第332号事件）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院に受診し「振動病」（以下「本件傷病」という。）と診断され、振動障害の再発であるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が振動障害の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、請求人が適正な治療を受けていないことから振動障害の症状が悪化しており、振動障害の再発の要件を満たしている旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件に係る医学的見解をみると、C医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票（以下「診断票」という。）の別紙において、「平成〇年〇月〇日当院にて振動病検査を行い、振動病再発と診断したが、不支給とされた。症状が増悪しているため、再度振動病検査を行った。その結果、末梢循環障害・末梢神経障害・運動器の障害が認められ、症度はV（S 2 L 2）N（S 2 L 2）であった。症状固定時の平成〇年〇月〇日の検査と比較すると、自覚症状および手指皮膚温・爪圧迫・痛覚・振動覚とも悪化している。平成〇年〇月〇日のデータと比較しても爪圧迫・痛覚・振動覚および運動機能検査は悪化している。このままでは残存障害が増悪するばかりで、振動障害再発と診断する。毎日の療

養などをすることで、今後改善の見込みがある。」と述べている。

一方、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、今回の労災保険給付請求に至った診断票と、平成○年○月○日をもって症状固定と判断する根拠となった同年○月○日付けE医師作成「振動障害診断所見書」（以下「所見書」という。）を比較した場合、症状固定時点に比べ末梢循環障害・末梢神経障害に関する自覚症状の訴えは軽度から中等度に悪化しているが、末梢循環障害・末梢神経障害ともに検査成績における症度区分については、所見書において「V（L2）N（L2）」、診断票も「V（L2）N（L2）」であり、変化は認められない旨を述べている。さらに、請求人は、日常的に畑などでの作業や、車の長距離運転を行っていると言っており、診断票における所見との整合性に疑問を感じるころ、現在の症状は、症状固定時に残存していた症状を超えるものではなく、明らかに増悪しているとは認められない旨を意見している。

(3) 当審査会として、本件一件記録を精査したところ、D医師が指摘するとおり、診断票と所見書との比較において自覚症状・身体所見の悪化がみられるものの、検査成績における症度区分の変化は認められない。

他方、請求人は、平成○年○月○日労働基準監督署作成の聴取書において、A医院での振動障害の入院治療を終了し、平成○年○月○日に同医院を退院した後の日常生活状況に関して、要旨、F内の自宅からGの実家に、所有する山林や土地の管理を目的として、約○時間自身で自動車を運転して行き来しており、実家にいるときは、山林などにおいて鎌を使っての草刈りや土地の草むしりを行うほか、炊事洗濯等のすべてを自身で行い、こうした日々の生活にほとんど変化はないと述べている。

前述のとおり、診断票と所見書で検査成績における症度区分の変化は認められないことに加え、この請求人の申述内容、すなわち、請求人は、平成○年○月○日をもって振動障害が治癒したことに伴い、残存する障害として、右肘関節の機能障害が障害等級第12級、左右の上肢の神経症状が障害等級各第12級と認定されているところ、前回請求以降、延べ約○時間の自動車の運転、鎌を使っての草刈りや草むしり、炊事洗濯等の家事一切という上肢や手指を使う作業を相当の頻度で行う生活を、平成○年○月○日に至るまで特段の変化なく行ってきたことを踏まえると、当審査会としても、D医師が指摘するとおり、請求人の症状は、症状固定時と比較して明らかに増悪しているとは認めら

れないものと判断せざるを得ない。

したがって、再発の認定要件のうち、少なくとも「治癒時の症状と比較して明らかに症状が悪化していること」の要件を満たさないことから、請求人に残存する症状は、振動障害が再発したものとは認められないものと判断する。

なお、請求人らは、再発の取扱いは昭和50年11月8日付け基発第659号「林業労働者の振動障害の補償対策について」によるものであり、本件が同通達記の2(2)ハに相当することから再発として取り扱うことが妥当である旨主張するが、当審査会として、同通達は、決定書理由に説示する再発の認定要件を排除するものではないと判断するので申し添える。

- 3 以上のおりであるから、請求人の本件傷病は振動障害の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。